

社会福祉法人えりも町社会福祉協議会役員及び評議員等の
費用弁償に関する支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人えりも町社会福祉協議会の役員及び評議員等の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員等)

第 3 条 この規程において、評議員等とは、評議員及び各種委員会等をいう。

(費用弁償等の支給)

第 4 条 役員及び評議員等には、報酬を支給しない。ただし、理事会・監事会評議員会及び各種委員会等に出席したときは、出席に要した運賃実費及び別表 1 により費用弁償を支給する。

2 会長が前条以外に社協の運営に係る打合せ等により来庁、あるいは関係機関へ赴いた場合の費用弁償として、その回数にかかわらず、年間 120,000 円を一括支給する。

(旅費)

第 5 条 役員・評議員等が、その職務を遂行するため会長の名を受けて旅行したときは、「えりも町社会福祉協議会旅費支給規程」により支給するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

役員等の費用弁償支給規程（平成 7 年 4 月 1 日）は廃止する。

この規程は、平成 29 年 8 月 24 日から施行する。

別表 1

職 名	費用弁償額 円
理 事	2, 6 0 0
監 事	2, 6 0 0
評 議 員	2, 6 0 0
生活福祉資金貸付調査委員会委員	2, 6 0 0
心配ごと相談所運営委員会委員	2, 6 0 0
ボランティアセンター運営委員会委員	2, 6 0 0
ボランティア部会委員	2, 6 0 0
評議員選任・解任委員会委員	2, 6 0 0
会長が特に必要と認め、委嘱した委員等	2, 6 0 0

